

利用料金減免の基準

	区分	減免割合
1	県が武道に関する体育行事を行うために利用するとき。	10割 (全額減免)
	その他、指定管理者（シンコースポーツ株式会社）が特に必要と認めるとき。	
2	市町村が武道に関する体育行事を行うために利用するとき。	5割 (1/2に減免)
	体育の振興を図ることを目的とする公共的団体で、県又は市町村の区域を単位として設立されたものが青少年を対象とする武道に関する体育行事を行うために利用するとき。	
	小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校（特別支援学校の小学部、中学部又は高等部を含む。）が児童又は生徒を対象とする武道に関する体育行事を行うために利用するとき。	
	その他、指定管理者（シンコースポーツ株式会社）が必要と認めるとき。	
3	県内の大学が学生を対象とする武道に関する体育的行事を行うために利用するとき。	2割 (4/5に減免)
	体育の振興を図ることを目的とする公共的団体で県又は市町村の区域を単位として設立されたものが県民又は地域住民を対象とする武道に関する体育行事を行うために利用するとき。	
	その他、指定管理者（シンコースポーツ株式会社）が必要と認めるとき。	